

議案第 5 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、次の者を適任と認め推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 兵庫県三田市つつじが丘北二丁目

氏 名 み三 わ輪 たか剛 とし敏

住 所 兵庫県三田市けやき台六丁目

氏 名 うち内 だ田 おさむ順

住 所 兵庫県三田市三田町

氏 名 なか中 にし西 なお尚 み美

平成29年6月26日提出

三田市長 森 哲 男

(提案理由)

平成29年9月30日付をもって、人権擁護委員 小池 由紀子氏、内田 順氏、中西 尚美氏の任期が満了するので、後任委員候補者を推薦する必要があるため。

(参考)

三田市人権擁護委員一覧表

氏 名	委 嘱 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日
渡邊 裕之	平成26年 7月 1日	平成29年 6月 30日

梶本美智子	平成27年10月1日	平成30年9月30日
福岡 玲子	平成27年10月1日	平成30年9月30日
安行 英文	平成28年10月1日	平成31年9月30日
石井千代子	平成28年10月1日	平成31年9月30日

人権擁護委員法

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、該当市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会実業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。